

産業厚生建設委員会会議録（令和6年6月20日）

出席委員 竹原委員長 開田副委員長 安達委員 谷崎委員 尾崎委員 原委員  
中川委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 石川健康福祉部長 黒川産業民生  
部長 岩城建設部長 大村福祉課長 横田市民課長 丸山  
生活環境課長 櫻井商工企画課長 永田水産観光課長 北  
島都市計画課長 堀建設課長 荒俣上下水道課長 川口市  
民健康センター所長 北野農林課主幹

職務のため出席した事務局職員 石井局長 中田局長補佐

午前10時00分開会

竹原委員長 ただいまから、令和6年6月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を  
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

尾崎照雄委員、原明委員をお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第39号、議案第41号、議案第43号から第45号及び議案第48号から第49号の7議案  
を一括して議題といたします。

常任委員会に付託されました議案の説明については、全体委員会でのみとなっております。よって、当委員会では説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明  
があればお願いいたします。

（特になし）

竹原委員長 ないようでしたら、これより予算関係の議案の質疑に入ります。

議案第39号及び議案第48号の質疑に入ります。質疑のある委員、追加で説明を求めた  
い委員は、挙手の上、発言願います。

尾崎委員 議案集の39-17の第8款土木費で事業名は宅地耐震化推進事業費で2,000万円  
ということですが、この説明には宅地等変動予測調査というふうに書いてありま

して、もうちょっと詳しい内容と、その調査のスケジュールとといいますか、調査結果を受けて、その次どうするかまでの説明ができれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**北島都市計画課長** こちらにつきましては、滑川市においても、今回の能登半島地震で液状化現象が発生したことはご承知のとおりだと思います。これの被害の状況を把握するための調査を実施する予定としております。

いつからについては、これから発注してからとなりますので、年度内にその状況、発生状況、被害の状況を把握した上で、その後の液状化対策の必要性について検討してまいりたいというふうに考えております。

**竹原委員長** よろしいですか。

**尾崎委員** そうすると、要するに、被害調査をまず今年度中にやると。その調査結果に基づいて、来年度、また対策なりが必要であれば予算措置も含めて考えるということでしょうか。

**北島都市計画課長** はい、そのとおりでございます。

**尾崎委員** 分かりました。

**竹原委員長** そのほか、ございませんか。

**原委員** ちょっと今の質問の関連なんですけど、この、いわゆるボーリングによるものだと思うがですけども、有金地内を中心に発生しておるがですね。そこだけの範囲でやられるということでもいいがですか。もしやられるとしたら、もし分かっておれば、例えば何か所ぐらいの計画で予算立てをしておられるのか。

**北島都市計画課長** 被害につきましては、ご承知のとおり、滑川運動公園を中心に発生しておるところでございます。現在は運動公園を中心に約2.4ヘクタールの区域で被害が、液状化が発生しているというふうに承知しておりますので、その区域を中心に、おっしゃられた調査等を実施していきたいというふうに考えております。

**原委員** じゃ地域的とすれば、有金、堀江とかという、そういうことで考えておけばいいがですか。

**北島都市計画課長** 液状化については、有金、堀江、常光寺等を考えております。

**竹原委員長** よろしいですか。

**原委員** はい。

**竹原委員長** そのほか、ございませんか。

**安達委員** 39ページの17、上段のこの河川費ですが、説明を受けておったんですが、ちょっと早くて、もう途中になっちゃいまして。

これ、魚躬と上小泉というふうに聞いておったんですけど、その詳細についてもう一度お願いできますか。

**堀建設課長** それでは、河川改良費5,300万円の内訳をご説明いたします。

1つ目は、先ほど言われた魚躬地内の魚躬水路でございます。工場や鉄道の敷地を通過して管理が困難となっているところを、直線的に水路を付け替えるという整備を考えておりまして、施工延長は約150メートルです。

もう一つ、2点目が上小泉地内の伝五郎川のところでございまして、こちらは河床が洗掘されておりまして、護岸基礎の崩壊を防止するため、護岸改修を行うものです。

施工延長は約50メートルです。

以上でございます。

**安達委員** ありがとうございます。

そしたら、その魚躬水路150メートルの延長というのは、前にもちらっと聞いたような気はするんですけど、武内プレスの中を通過するのと、そこはまた別の話ですか。

**堀建設課長** 武内プレスの中に入っていく水路をバイパスさせるといいますか、武内プレスの工場の中に入って行って、また出ていくんですが、今回付け替える水路というのは武内プレスの工場内を通らず、道路沿いを、そのまま水路を付け替えたいということになります。

出来上がれば、武内プレスの工場内は通らずに、そのまま水路は真っすぐ行けるようにしたいというものでございます。

**安達委員** はい。

**竹原委員長** よろしいですね。

そのほか、ございませんか。

**原委員** 39-15の「富富富」生産拡大乾燥調製施設整備支援事業費で、乾燥機の入替えということなんですけど、この稼働は、来年、令和7年の9月の刈取りからということでしょうか。

**北野農林課主幹** 今年度補助事業を受けまして、今年度いっぱい整備予定となっております。6年産を処理した後、整備にかかりますので、令和7年産から乾燥調製できるというような形になっております。

原委員 乾燥機は全て入替えということで。

北野農林課主幹 はい、そのとおりでございます。

竹原委員長 よろしいですか。

原委員 はい。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

よろしいですね。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての質疑に入ります。

議案第41号、議案第43号から議案第45号及び議案第49号の質疑に入ります。質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

ございませんか。ございませんね。

(質疑する者なし)

竹原委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、付託案件に対する討論に入ります。

討論を希望される委員の方は、お申出願います。

これもございませんね。

(討論する者なし)

竹原委員長 申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより、挙手により採決を行います。

議案第39号、議案第41号、議案第43号から第45号及び議案第48号から第49号の7議案を一括して採決を行います。

議案第39号 令和6年度滑川市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費（但し、市民課、生活環境課所管分）

第3款 民生費（但し、子育て応援課所管分を除く）

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 土木費

第14款 災害復旧費

第2表 地方債補正

議案第41号 滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 滑川市工業振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 滑川市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて

専決第2号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第10号）

議案第49号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

以上の案件について賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

竹原委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第39号、議案第41号、議案第43号から第45号及び議案第48号から第49号の7議案については、原案どおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

午前10時13分議決

竹原委員長 以上で付託案件の審査は終わります。

日程第3、その他に入ります。

その他事項で当局のほうから何かありましたら、お願いいたします。

櫻井商工企画課長 では、商工企画課から、令和6年度のプレミアム応援券の発行について報告させていただきます。資料はございません。

この応援券の発行につきましては、昨日の朝刊に、こちらのカラー刷りのほう、チラシを折り込みまして周知に努めているところございまして、県の生活支援・消費喚起プロジェクト支援補助金を活用しまして、滑川商工会議所が事業主体となりまして実施するものでございます。

目的としましては、物価の高騰等の影響を受け、冷え込む地域経済の活性化を図るため、地域内の消費需要喚起を目的として発行するものでございます。

事業内容としましては、これまでに実施しましたものと同様、1セット1万円で販売しまして、プレミアム率は20%をつけて、1万2,000円分のご利用ができるものでござい

ます。

1セットの内容は、専用券500円券が12枚、共通券が12枚の構成となっておりまして、全部で8,750セットの販売で、1人2セットまで購入可能となっております。

専用券は、市内の中小事業者で加盟されたお店で使用できまして、大型店舗やコンビニやチェーン店等では使用できません。

販売開始は今月末、6月30日の日曜日と7月1日の月曜日の2日間、販売場所はスポーツ・健康の森公園の駐車場、券の有効期間は9月30日までとなっております。

私からは以上です。

**竹原委員長** そのほか。

**永田水産観光課長** 私からは、新川地域観光開発協議会の解散についてご報告をさせていただきます。

これに関しましては、以前から予算特別委員会等でもご説明をさせていただいているかと思うのですが、新川地域観光開発協議会と一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会との一本化に伴うものでございます。

新川地域観光開発協議会は、昭和51年に設立いたしまして、官民一体となって関東圏ですとか関西圏を中心に外向宣伝、いわゆるPRを行い、新川地域への誘客を図ってまいりました。

一方で、平成21年には一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会が設立され、こちらも情報発信ですとかインバウンド対策の事業を行い、同じく新川地域への誘客促進を進めておったものでございます。

この2団体につきましては、構成する団体が新川地域の3市2町が中心となっていることと、取り組んでいる事業が重複する部分も多いということから、昨年度、滑川市がにいかわ観光圏協議会へ再加入したということも踏まえて、2団体の合併について協議を重ねてまいったところでございます。

その結果、新川地域観光開発協議会がこれまで担ってきた役割につきましては、一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏協議会に引き継ぐということとなりまして、新川地域観光開発協議会は、5月28日に開催されました総会をもって解散となったものでございます。

以上、ご報告でございます。

**竹原委員長** ちなみに、この解散した協議会の持っておった財布の中身はそのまま移管さ

れたんですか。

**永田水産観光課長** 若干、お金といたしますか、持っておったんですけども、そのまま観光圏に引き継がれるということでございます。

**竹原委員長** ということです。

それでは、質疑に入ります。

質疑ある委員の方、挙手にて発言願います。

ございませんね。

(質疑する者なし)

**竹原委員長** では、その他で委員の方から。

**尾崎委員** 今回の定例会の本会議の場で、安達議員から、市内の公園の運営管理についての質問がありました。再度ちょっと確認をさせていただきたいと思ひまして、質問させていただきます。

公園の掃除などは誰がいつ行うことになっているのかという質問に対しては、造園業者やシルバー人材センターが一応やると。巡視員2名が巡回を実施しているというような答弁であったかと思ひます。

それで、公園の清掃業務については、いわゆる入札をかけて、造園業者あるいはシルバー人材センターに、どこどこの公園を、対象となる公園を年間これだけの、そういう形で応札してもらってやるという契約であるわけですね。ちょっと確認だけですが。

**北島都市計画課長** 公園の清掃につきましては、専門の業者のほうに、2社にそれぞれお願いしているところでございます。それに加えて、今おっしゃいました、週、平日5日のうち4日間、うちがシルバーさんをお願いしている巡視員が回っているときに、汚いときは、さっさっさというような形で清掃してまして、専門の業者は、毎週水曜日、週1回清掃しているところでございます。

**尾崎委員** そうすると、そういった巡視員の方の巡回の情報は、常に都市計画課のほうに入ってくるようになっているわけですか。

**北島都市計画課長** 巡視日誌というのをつけていただいております、掃除した場所、トイレでございますとか、トイレトペーパーを補充した箇所は、巡視した日には必ず報告していただいております。

**尾崎委員** そうしますと、大体雪解けになって、入札、要するに業者が決まり、新年度になって4月から公園の管理が始まるわけですけども、一斉にそういった業者が公園の

除草作業をスタートされるというようなイメージでよろしいんですかね。

**北島都市計画課長** 除草作業につきましては、今おっしゃいましたとおり、今年は春先に長期継続契約の入れ替わりの年だったので、入札で業者を決めまして、花木でございすとか樹木の管理については、造園業者さんのほうにお願いするような形でスタートしております。

**尾崎委員** そうしますと、今もう6月の20日でありますけれども、新年度からスタートして2か月弱たっておりますけれども、一応市内の対象となる公園の除草作業は、全て1回は行われているというふうに認識してよろしいでしょうか。

**北島都市計画課長** 全ての業者さんのほうで作業には入っていただいているように承知しております。

**尾崎委員** 承知しておるという答弁でありましたけれども、その確認作業はされたんでしょうか。

**北島都市計画課長** 日報等々は業者さんから上がってくるわけではありませんが、近隣地のほうを巡視したりしている中で、作業されているのを見ているところではあるというふうに思っております。

**尾崎委員** そうしますと、市の管理すべき職員の方が、現在の公園の状況がどうであるかというような現状認識というか、そういうことは100%完璧なのかどうなのかについてですけど。

**北島都市計画課長** 当然巡視員が回っておりますし、職員が何か別の形で通報される場合もありますので、そういった場合にはそれぞれが出向いておりますので、都度状況は把握しているものというふうに考えております。

**竹原委員長** よろしいですか。

**尾崎委員** 一部の公園に隣接している住民の方からの話を伺って確認したら、除草作業がちょっと遅れていたかのようなところも若干見受けられましたので、そういうことからすると、そこら辺の市民からの通報を待つのではなくて、やっぱり管理すべきところはしっかり管理していくという体制というか、その辺のことも、なかなか忙しい中かもしれませんが、必要なのではないかなということを思ったんですけれども、そこら辺についてはどういうふうに認識しておられますか。

**北島都市計画課長** ご指摘、ありがとうございます。

やっているというふうに私は先ほど申し上げましたけども、業務の委託の内容とすれ

ば、年間の回数等も決まっております。

ただ、その中で、効果のある時期ということもありまして、もしかしたら現時点でやっていないところがあるのかもしれないんですけども、そういったところについては今後回数を見直すとか、そういったことについてはまた検討させていただきたいというふうに思います。

**尾崎委員** 当然、入札をかけるときに、大体価格をはじくときには、今言われるように年間のそういった回数と時間とが根拠で積算されていくんだろうと思いますけれども、そうすると、それに基づいて、しっかり、例えば年に3回なり4回やられたかどうかという事実確認は、今ほど言われたような形だと、巡視員の巡視日誌で確認するしかないということですかね。

**北島都市計画課長** 委託しているものについては、それぞれ工期が終了した際に、その実施状況、写真等でも頂いておりますので、そういった中で実施状況を確認しているというふうに認識しております。

**尾崎委員** そうすると、実施したと、逐一、終わったよということは報告が入ってくることになっていると。であれば、何かそういった一覧表なんかでチェックするというような作業は当然されている。どここの公園のほうは終わった。公園、終わった、終わったというようなチェック表みたいなものでされているというふうに考えていいですか。

**水野市長** すみません、公園の除草とか木の剪定とか、そういったものは春先の入札で、長期継続、3か年継続でやっています。その業者に関しては、さっき北島課長が言ったように、年間数回の除草とかを決めていますので、その旨は最後の、年度末の写真でしか、今のところ確認していないと思います。

今言われたこの巡視員のほうは、都市計画課のほうで雇っているシルバーの人たちが毎週水曜日に巡視をしていて、その方々がタイミングよく、その草がぼーぼーなら、また刈ったりというのはあると思いますけど、今言われた造園業者に委託している部分と、都市計画課からシルバーに委託してその巡視しているところと、そこはもちろん帰ってきては毎回巡回日誌をやっていますけど、業者に委託している部分は、その都度というのは、今のところはやっていないと思っています。

**尾崎委員** そうすると、今言われた市長の話では、要するに1年間の契約だから、例えば去年度であれば3月にそういった何か報告書なるものを提出すると。そしたら、定期的にやった、やらないとか、やっていないとかというような状況掌握は、できる手段

はないということでもいいんですか。

**水野市長** 今さっき決裁したんですけど、市長への手紙でも、どこどこの公園の草が伸びておるとかという苦情もメール等々で入ってきていますので、それはそれでまた、その都度対応は、今そこもすぐ対応したということで報告は受けています。

**尾崎委員** そうすると、要するに、今みたいに都度都度対応じゃなくて、例えば、入札した業者に対しては、年間こういうような形で各公園を管理していきますぐらいの計画書を出した上で契約すると。そして、その契約に基づかないのであれば、それは、いわゆる契約義務違反と、こういうような形にもなるかなと思うので。

きちっとそういうような形の契約をしていかないと、業者に任せる、入札したら一丁上がりということではなくて、やっぱり市の管理すべき公園に対しては、市の管理担当課がしっかりと管理していくとか、状況把握できるようなやり方をやっていくべきではないかと思います。

**水野市長** ご提案、ありがとうございます。

契約すれば必ずその工程表も含めて、草刈りはスケジュール的に年4回やるんならこの時期この時期というスケジュール表も一応もらっています。

これまでもずっとそういう形でやってきていますので、そこまで細かい、いついつからいついつまでの間除草とかというんじゃないですけども、ある意味、年度の間の工程表みたいなものはもちろん契約時には出してもらっていますし、それに基づいて年度末に、この時期の除草はこの写真で確認できるようにという形で最後は報告も出ていますし、いわゆる、言葉は悪いですけど、手抜きみたいなものは、そこはしっかりチェックしながら、こっちの設定どおりの回数、それ以上にやっていただいているのも、たくさん造園業者もありますので、その辺りで毎年の状況管理等、公園の管理はやってもらっているような状況だと私は認識しています。

**尾崎委員** 今たまたま市長から、市長への手紙ということでそういう話があったということを知ることにつけ、やはり管理すべき市当局の担当課が「しっかりと管理しているの？」といったら、ちょっと管理が甘いのではないのかなというような気がします。そこら辺は業者に、性善説じゃないですけど、そういう業者を指名するしかないというようなことではなくて、せめて、例えば4回なら4回といったら、もう何か月ごとにやるとかというのは大体工程表として出てくるのであれば、せめてそういうのは、せめてというか、その辺のスケジュールに基づいてしっかりやりさえすれば、こういったような問題も起

きてこないんじゃないかなという気はするんですけども。もっともっとやっぱり細かくきちっと業者に、求めることはそんなにハードルが高いようなことではないと思いますので、改善できるようなことがあれば改善していただければと思います。

よろしくお願いいたします。

**水野市長** ありがとうございます。

そのように改善できるように、今後取り組んでいきたいと思います。

**尾崎委員** ありがとうございます。

今日を境に、市長のところには、そういった市長への手紙が届かないことを願っております。

以上です。

**竹原委員長** そのほか、ございませんか。

**原委員** 今の草刈りとか、公園の管理の中でいろんな管理の種類があると思うんですけど、例えば民間なんかは、契約書を交わすときは、何月何日から何月何日の間に1回目の草刈りをやると。それは公園なり、その現場に応じて、草がいつ頃伸びるかというのは分かるので、やっぱりきちっとその期間を決めて契約するがですね、民間の場合は。

今の話を聞いておると、例えば役所のほうから、その公園の管理者に対して、草刈りについては、ここからこの間にやってくれとか、そういう指示もやっぱり必要だと思うがです。

今、これからアメシロが出てくる。これは時期的には抑え切れないので、発生した時点で防除をやるとか。

だから、いろんな決め方ができると思うので、最低でも担当課が管理しやすいような工程というか、期間を、除草なら除草だけでもまず決めて、お互いに納得づくでやられたほうがいいんじゃないかなと。

剪定だとか防除はその年度年度で違う、伸び方も違うし、防除の害虫の発生も違うし、それはまた別の話で、今言ったような草刈りで迷惑をかけることになれば、今のカメムシの件もありますので、それも含めて役所として一回、1回目はこうだと、その公園の管理でやる。そういうふうな決め方が必要だと思うがです。また、ちょっと検討してやってください。

**水野市長** ありがとうございます。

ただ、この工法なんですよ。草の伸びが本当に物すごく早いんですよ。うちの裏の

線路の庭のやつも、いつの間にかもう背丈以上に伸びていますし、だんだん、だんだん前倒しというか、その伸びが本当に早いので、その期間を決められるかどうかも含めて、今言われたものを参考にしながら、どういった形でやっていけばいいのか、改善できるようにやっていきます。ありがとうございます。

**竹原委員長** そのほか、ございませんか。

**中川委員** 今ほどのお話の中で「点検」という言葉が何回も出ていたと思うんですが、私の思うのは、道路の点検というのはやっておられるんですか。

これは、私がいつも感じるのは道路の欠落ですね、アスファルトの欠落。要は、欠けておるところがたくさんある。そういったところをやはりしっかりと点検して直す。

あるいはまた、市道で、道路の真ん中に草が生えておる。何でかなと思うと、舗装した後の点検でくり抜いた跡がそのままになっておると。そこに草が生える。そういったところが何か所もあるがですね。

やっぱりそういったところはきっちりと最後の点検をしないと、せっかく舗装したのに、やがて草が生えておる。そんなばかな話はない。

それと、やはり歩道にしたって、横断歩道のところなんか、白いペンキで塗ってありますが、残念ながら欠落して、子どもたちが歩くとけつまずく。そういうような場所も何か所もある。

そういったところをやはりしっかりと点検して補修する。今の話では、何にしたってなかなか金はかけられないんだから、しっかりと点検して部分部分を見直す。これは一番大切なことじゃないかなと思うんですが、点検はしておられるもんけ、道路。

**水野市長** もちろん点検はしています。建設課に1台、パトロールというか、一応部隊がいますので、そういう方々には、毎日のように巡回、それで、どこか、それこそ舗装が陥没していれば、そういった応急処置みたいなものをやっていますし、今、公式LINEのほうで、住民側から道路が陥没しているよという写真を送ってもらえば、そこはすぐこちらから対応に行けるような体制にもなっていますので、これはまだ周知が思うように進んでいないところもあるんですけど、それこそ市内全域、3万2,000人市民がいるんですから、そのうちの大人2万何千人、あ、ここ、道路陥没しているというので送ってもらえれば、そこはすぐ対応できますし、今言われたアスファルトの穴、検査の穴ですよね。あれが埋まっていない。それはこちらのミスなんですけども、そういうところも点検しながら、それこそきれいなまちになるように、点検補修は随時やっていますし、

これからもやっていくつもりであります。

**中川委員** ぜひとも町場ばかりでなくて、在郷のほうもしっかりと点検していただいて。

私、本議会でも質問の中で言っておったんですが、歩道の中で、やはり用水をかさ上げして、かさ上げの部分から漏水しておると。そういったところが1か所ありますから、そんなところもやはり、なぜ漏水するのかと。工事ミスやから、しっかりと直してもらうことを進めてほしいなと、私は今。

歩道ですから、せっかく歩道を造ったのに、水ぐちゃぐちゃでちゃ、どうもこうもならん。その辺もしっかりと見て回っていただきたいなと。特に在郷のほうはしっかりと回っていただきたいと思います。

**水野市長** 後でその場所を教えてください。

**中川委員** はい。お願いします。

**竹原委員長** ということです、堀建設課長。

**堀建設課長** はい。

**竹原委員長** そのほか、ございませんか。

(特になし)

**竹原委員長** 出尽くしましたか。出尽くしましたね。

それでは、以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時39分閉会